２　申請方法・提出書類について

Q11　申請はどこに提出すればよいですか。

A.　地域クラブの認定については、スポーツ振興課に申請してください。なお、県中体連への登録申請は、市への申請とは別に行う手続きです。

Q12　申請書はどこから入手できますか。

A.　市ホームページ又はスポーツ振興課窓口により取得できます。他に、団体規約、活動計画など、審査に必要な資料の提出を求めることがあります。

Q13　申請はメールで提出できますか。

A.　基本的にはスポーツ振興課窓口で受け付けを行いますが、どうしても来庁できない場合は、メールにより受け付けます。

Q14　申請期限はありますか。

A.　認定クラブの申請期限はありません。競技団体への登録期限、県中体連の登録期限、大会申込期限はそれぞれ異なる場合がありますのでご確認ください。

Q15　申請に必要な書類は何ですか。

A.　市の要項に従います。審査に必要となる書類の例は次のとおりです。

- 石巻市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（要綱様式第１号）
- 要綱様式第１号の別紙
- 石巻市認定地域クラブ活動認定要件確認書（要綱様式第２号）
- 団体規約または会則
- 年間、毎月の活動計画書
- 収支予算書、会費等の費用内訳
- 保険加入状況が分かる資料（保険加入されていれば）
- 競技団体への登録状況が分かる資料（登録されていれば）
- 石巻市認定地域クラブ活動指導者登録申請書（要領様式第１号）
- 誓約書（要領様式第２号）
- 指導者の資格証又は研修受講証明書

Q16　申請書類に不備があった場合、修正や再提出はどのように行いますか。

A.　スポーツ振興課より不備内容をご連絡いたします。修正書類は窓口又はメール、郵送にて再提出いただけます。補正対応期間も審査期間に含まれますので、余裕をもってご提出ください。

Q17　年度途中で代表者、指導者、練習場所、会費等を変更したい場合はどうすればよいですか。

A. 要綱様式第７号（変更届出書）をスポーツ振興課へ速やかに提出してください。指導者変更の場合は資格証や研修受講状況の確認が必要となります。また、県中体連等への登録変更手続きが必要な場合もあります。

Q18　参加生徒がいませんが申請できますか。

A. 基本的には一定数の参加者が集まってからの申請になります。おおよそで活動できる人数（個人競技、文化活動については５名程度）が確保できた段階で申請願います。

Q19　活動時間や休養日はどのように設定すればよいですか。

A. 認定要件確認書で次の基準を示しています。

・週２日以上の休養日を設定する
・平日の活動時間は１日２時間程度以内とする
・休日の活動時間は１日３時間程度以内とする
・週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とする
・年間及び毎月の活動計画を策定し公表すること

平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存する場合は、両方の活動を考慮して、生徒の負担が過大にならないようにしてください。

Q20　参加費はどのように設定すればよいですか。

A. 一律の上限額を定めていませんが、会費は団体の運営費、指導者謝金、施設利用料、用具費、保険料等によって活動の継続に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定してください。

Q21　団体規約がありません。申請できますか。

A. 作成が必要となります。団体の目的、運営方法、代表者、会計、会員資格、事故対応、退会・解散時の取扱いなどを明確にするため、規約や会則の整備が必要となります。

Q22　設立したばかりで活動実績がありません。申請できますか。

A. 申請可能です。実績がない場合でも、指導者、活動場所、参加予定者、安全管理体制、年間計画などを具体的に示していただく必要があります。

Q23　申請後、いつ結果が分かりますか。

A.　審査に時間を要する場合があります。大会申込期限が迫っている場合でも、認定や登録が間に合うことを保証することはできません。大会参加を希望する団体は、早めに手続きを開始してください。

Q24　不認定となった場合、再申請できますか。

A.　可能です。指摘された事項を改善したうえで、再申請を行ってください。

Q25　昨年度に認定地域クラブとして認定されていれば、今年度は申請不要ですか。

A.　クラブの認定に関しては不要です。認定を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで有効です。また、県中体連の地域クラブ登録は年度ごとの申請となるため、市の認定が継続していても、中体連登録が自動更新されるとは限りません。

Q26　代表者や指導者、活動場所が変わった場合はどうすればよいですか。

A.　要綱様式第７号の変更届け出書を提出してください。代表者、指導者、活動場所、運営体制、安全管理体制、団体名などの変更は、認定内容や大会参加条件に関わる場合があります。県中体連や競技団体にも変更手続きが必要か確認してください。

Q27　活動を休止・廃止するときは届出が必要ですか。

A.　要綱様式第８号の休止・廃止届出書を提出してください。参加者や保護者への周知、会費の精算、保険の取扱い、施設利用の終了、学校や関係機関への連絡も必要に応じて行ってください。